連携に関する覚書（案）

別紙13

◎◎法人○○（以下「甲」という。）と●●●法人●●（以下「乙」という。）は、甲が運営する○○園及び乙が運営する小規模保育事業●●との間における連携施設の設定について次のとおり覚書を締結するものとする。

（目的）

第１条　この覚書は、甲と乙がそれぞれ運営する第２条で示す施設間において横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第６条における連携内容について定めることを目的とする。

（対象となる施設及び事業の概要）

第２条　対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。

　甲の運営する施設（以下「甲施設」という。）

　　１、名称

　　２、物件所在地

　　３、施設類型

　乙の運営する事業（以下「乙事業」という。）

　　１、名称

　　２、物件所在地

　　３、事業類型

（保育内容の支援）

第３条　甲施設は、乙事業の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放するものとする。

２　甲施設は、乙事業の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲施設の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。

３　甲施設は、乙事業の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。

これらの項目は任意ですので、必要に応じて削除してください。

４　甲施設は、乙事業の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

（代替保育の提供）

第４条　甲施設は、乙事業の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。

２　乙事業は、甲施設に対して、乙事業へ代替要員の派遣を依頼する場合には、代替要員１人につき●●，●●●円（１日あたり）を支払うものとする。

３　乙事業は、甲施設に対して、乙事業の児童を甲施設で保育することを依頼する場合には、児童１人につき●，●●●円（１日あたり）を支払うものとする。

（卒園後の受け入れ）

第５条　甲施設は、乙事業の卒園児が就学前まで利用できる枠を●名以上確保する。

２　甲施設は、毎年４月末までに前項で定めた人数もしくはそれ以上の入所可能人数を乙事業へ報告する。

３　乙事業は、毎年○月末までに甲施設への入園を希望する者の数を調査し、報告する。

４　甲施設は、前項の報告により翌年度４月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙事業から報告を受けた以上に、甲施設が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。

（食事の提供）

第６条　甲施設は、次の各号に配慮し、乙事業の児童に対し食事を提供する。

（１）児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月●●日までに食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの）を乙事業に提出する。

これらの項目は任意ですので、必要に応じて削除してください。

（２）アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。

２　乙事業は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲施設から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙事業の責任で児童に食事を提供する。

３　乙事業は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。

（１）第１項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲施設へ連絡する。

（２）アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第１項の献立表等により除去食の内容を確認する。

４　乙事業が甲施設に依頼する食事数量の連絡や代金精算の方法は、別途、定める。

（事故への対応）

第７条　交流事業における甲施設及び乙事業の利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。

２　利用児童が甲乙の施設を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。

（連携に係る経費の負担）

第８条　乙事業は甲施設に対して、連携施設経費として月額●●●●●円を負担する。

２　甲施設は乙事業に対して、連携をおこなった月の翌月以降に請求書を交付し、連携施設経費を請求することができる。

３　乙事業は甲施設からの請求書を受領してから１５日以内に遅滞なく支払うこととする。

（効力の期間）

第９条　この覚書の効力は、平成　　年　　月　　日より○年間する。ただし、甲乙いずれかの都合により本協定を変更又は解除する場合は、○か月前まで相手方に申し出なければならない。なお、期間中に申し出がない場合、この協定は以後●年間自動的に継続されるものとする。

（信義誠実の原則）

第10条　甲と乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

（疑義の決定）

第11条　この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

　　この覚書を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　横浜市△△区△△町■丁目■番■号

◎◎法人○○

理事長　○○　○○　　印

乙　横浜市△△区△△町■丁目■番■号

●●●法人●●

代表取締役　●●　●●　　印